

協議第16号

国民健康保険事業の取扱いについて

平成17年3月2日提案

笠間市・友部町・岩間町合併協議会
会 長 磯 良 史

調 整 方 針 （案）
（1）国民健康保険制度については、原則として合併時までに調整し、統一するものとする。 （2）税率については、住民負担や医療費の動向を勘案しながら調整したうえで、早急に新たな税率を適用する。ただし、当面の間は、合併特例法第10条第1項の規定を適用し、現行のとおりにする。 （3）国民健康保険運営協議会については、合併時までに委員定数等を調整し、新市において新たに設置するものとする。 （4）検診補助制度等については、原則として合併時までに調整し、統一するものとする。

平成17年3月2日確認

参 考 (現 況 等)

1 税率・軽減

	笠 間 市		友 部 町		岩 間 町	
	国 保	介 護	国 保	介 護	国 保	介 護
所得割	7.7%	1.9%	6.5%	0.85%	7.0%	1.0%
資産割	—	—	38%	—	25%	—
均等割	20,700円	10,500円	19,000円	9,000円	19,000円	10,000円
平等割	18,000円	—	22,000円	—	20,000円	—
賦課限度額	530,000円	80,000円	530,000円	80,000円	530,000円	80,000円
軽減割合	7割・5割・2割	7割・5割・2割	6割・4割	6割・4割	6割・4割	6割・4割

※ 軽減割合・・・所得額に応じ、均等割額及び平等割額を軽減する。(平等割額軽減は、国保のみ)

2 賦課期日及び納期

	笠 間 市	友 部 町	岩 間 町
賦課期日	4月1日暫定 8月1日本算定		
納 期 (第1期)	4月1日～ 4月30日	5月1日～ 5月31日	5月1日～ 5月31日
(第2期)	6月1日～ 6月30日	7月1日～ 7月31日	7月1日～ 7月31日
(第3期)	8月1日～ 8月31日	8月1日～ 8月31日	8月1日～ 8月31日
(第4期)	9月1日～ 9月30日	9月1日～ 9月30日	10月1日～10月31日
(第5期)	10月1日～10月31日	10月1日～10月31日	11月1日～11月30日
(第6期)	11月1日～11月30日	11月1日～11月30日	1月1日～ 1月31日
(第7期)	12月1日～12月25日	12月1日～12月25日	
(第8期)	1月1日～ 1月31日	1月1日～ 1月31日	

参 考 (現 況 等)

3 給付内容

	笠 間 市	友 部 町	岩 間 町
療養の給付	・一般（３歳～６９才） ７割 ・被扶養者外来 ７割	・３歳未満 ８割 ・７０歳以上高齢受給者 ９割（上位所得者は８割）	・退職者本人 ７割 ・被扶養者入院 ７割
療 養 費	・一般（３歳～６９才） ７割 ・被扶養者外来 ７割	・３歳未満 ８割 ・７０歳以上高齢受給者 ９割（上位所得者は８割）	・退職者本人 ７割 ・被扶養者入院 ７割
高額療養費	一部負担金が７２,３００円（市民税非課税世帯３５,４００円）を超えた額 （世帯合算制度、同一世帯年４回以上支給の場合の軽減、長期疾病高額の軽減）		
精神障害者 医療手当金	自己負担分全額支給		
出産育児一時金	１件 ３００,０００円		
葬 祭 費	１件 ５０,０００円	１件 ３０,０００円	

4 高額療養費貸付事業

	笠 間 市	友 部 町	岩 間 町
貸付限度額	高額療養費支給見込額の９０％		
利率	無利子		
償還期限	高額療養費の支給を受けた日まで		
償還方法	一時償還		

5 出産育児一時金貸付事業

	笠 間 市	友 部 町	岩 間 町
貸付限度額	２４０,０００円		２７０,０００円
利率	無利子		
償還期限	出産育児一時金の支給を受けた日まで		
償還方法	出産育児一時金の支給時に一括償還		

参 考 (現 況 等)

6 国民健康保険運営協議会

	笠 間 市	友 部 町	岩 間 町
人 数	・被保険者を代表する委員 3人 ・保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人 ・公益を代表する委員 3人	・被保険者を代表する委員 3人 ・保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人 ・公益を代表する委員 3人	・被保険者を代表する委員 4人 ・保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人 ・公益を代表する委員 4人
報 酬 等	会長 日額 5,000円 委員 日額 4,500円 旅費 助役相当	会長 日額 4,000円 委員 日額 4,000円 旅費 収入役相当	会長 日額 4,000円 委員 日額 4,000円 旅費 収入役相当

7 主な健康づくり事業

	笠 間 市	友 部 町	岩 間 町
表彰制度	保険税を滞納していない前年度無受診世帯への賞状・記念品贈呈		保険税を滞納していない前年度無受診世帯への記念品贈呈
検診補助	人間ドック 検診費用の7割相当額 脳ドック 検診費用の7割相当額	人間ドック 補助制度なし 脳ドック 検診費の7割	人間ドック 補助制度なし 脳ドック 15,000円
補助対象者	前年度までの国保税完納世帯に属する40歳以上の被保険者 (ただし、同一年度内において既に補助金交付の対象となる検診を受けている者を除く。また、脳ドックについてのみ、当該検診を受けようとする日の属する年度の前年度に脳ドックに係る補助金の交付を受けている者を除く。)	前年度までの国保税完納世帯に属する満40歳以上満69歳以下の被保険者	国保税完納世帯に属する30歳以上満70歳未満の者

参 考 (現 況 等)

8 関係法令（抜粋）

（１）国民健康保険法

（療養の給付）

第 3 6 条 市町村及び組合（以下「保険者」という。）は、被保険者（老人保健法の規定による医療を受けることが出来るものを除く。）の疾病及び負傷に関しては、次の各号に掲げる療養の給付を行う。ただし、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

- （１）診療
- （２）薬剤又は治療材料の支給
- （３）処置，手術その他の治療
- （４）居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- （５）病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

2 食事の提供たる療養（前項第 5 号に掲げる療養と合わせて行うものに限る。以下「食事療養」という。）にかかる給付及び選定療養（健康保険法第 6 3 条第 2 項に規定する選定療養をいう。以下同じ。）に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。

3 被保険者が第 1 項の給付を受けようとするときは、自己の選定する保険医療機関又は保険薬局（健康保険法第 6 3 条第 3 項第 1 号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。以下同じ。）に被保険者証を提出して、そのものについて受けるものとする。ただし、厚生労働省令で定める場合に該当するときは、被保険者証を提出することを要しない。

（療養の給付を受ける場合の一部負担）

第 4 2 条 第 3 6 条第 3 項の規定により保険医療機関等について療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付につき第 4 5 条第 2 項又は第 3 項の規定により算定した額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関等に支払わなければならない。

- （１）次号から第 4 号までに掲げる場合以外の場合 1 0 分の 3
- （２）3 歳に達する日の属する月以前である場合 1 0 分の 2
- （３）7 0 歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。） 1 0 分の 1
- （４）7 0 歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（7 0 歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他政令で定める者に限る。）について政令の定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額以上であったとき 1 0 分の 2

2 保険医療機関等は、前項の一部負担金（第 4 3 条第 1 項の規定により一部負担金の割合が減ぜられたときは、同条第 2 項に規定する保険医

参 考 (現 況 等)

療機関等にあつては、当該減ぜられた割合による一部負担金とし、第44条第1項第1号の指定が採られたときは、当該減額された一部負担金とする。)の支払いを受けるべきものとし、保険医療機関等が善良な管理者と同一の注意をもってその支払いを受けることに努めたにもかかわらず、なお被保険者が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、保険者は、当該保険医療機関等の請求に基づき、この法律の規定による徴収金の例によりこれを処分することができる。

第58条 保険者は、被保険者の出産及び死亡に関しては、条例又は規約の定めるところにより、出産育児一時金の支給又は葬祭費の支給若しくは葬祭の給付を行うものとする。ただし、特別の理由があるときは、その全部又は一部を行わないことができる。

2 保険者は、前項の保険給付のほか、条例又は規約の定めるところにより、傷病手当金の支給その他の保険給付を行うことができる。

(2) 市町村の合併の特例に関する法律

(地方税に関する特例)

第10条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均等があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

2～3 略

参 考 (現 況 等)

9 先進地事例

合併年月日	新市町村名	合併関係市町村	協 議 の 内 容
平成17年2月1日	城 里 町 (23,007 人)	常北町 桂 村 七会村	(1) 国民健康保険税の税率については、合併年度は市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定に基づき、旧町村の税率を適用する不均一課税とし、合併翌年度から療養給付費等の支出を推計し、必要な負担額を算出した上で、課税を統一する。 (2) 国民健康保険税の軽減措置については、現行のとおりとし、合併翌年度から新税率に基づき統一する。 (3) 国民健康保険税の納期については、現行のとおりとし、合併翌年度から常北町の制度に統一する。 (4) 国民健康保険運営協議会については桂村の組織を参考とし、合併時に再編する。 (5) 国民健康保険被保険者健康診査等助成事業については、現行のとおりとし、合併翌年度から常北町の制度に統一する。
平成17年3月22日	坂 東 市 (58,673 人)	岩井市 猿島町	(1) 国民健康保険制度については、原則合併時に統一するものとする。 (2) 税率については、住民負担や医療費の動向を勘案しながら調整し、合併翌年度に統一するものとする。 (3) 人間ドック補助事業、医療福祉事業については、合併翌年度に統一するものとする。
	稲 敷 市 (51,284 人)	江戸崎町 新利根町 桜 川 村 東 町	・国民健康保険税の税率並びに納期については、合併後の新年度から統一する。なお、国民健康保険税の医療分並びに介護分の賦課限度額、及び軽減割合については、現行のとおりとする。 ・保険給付費については、医療給付について国の現行制度のとおりとし、出産一時金は、現行のとおり300,000円に、葬祭費は30,000円とする。 ・高額療養費貸付制度については、現行のとおりとする。 ・人間ドック等健診補助事業については、合併後の新年度から統一する。 ・保健事業については、現在実施している町村に準じて、新市においても行うこととする。ただし、実施内容については、合併後速やかに統一する。 (1) 健康優良世帯の表彰については、調整する。 (2) フリーダイヤルによる健康相談については、江戸崎町の例により統一する。 (3) 出産費資金貸付制度については、桜川村の例により統一する。

参 考 (現 況 等)

合併年月日	新市町村名	合併関係市町村	協 議 の 内 容
平成17年3月28日	筑西市 (116,120人)	下館市 関城町 明野町 協和町	①国民健康保険税 ア 国民健康保険税の税率については、新市において医療費の支出等から試算を行ったうえで早急に新たな税率を適用する。ただし、当面の間は、合併特例法第10条の規定を適用し、現行のとおりとする。 イ 国民健康保険税の軽減については、現行のとおりとする。 ウ 国民健康保険税の納期及び減免については、合併時まで統一するものとする。 ②国民健康保険運営協議会 国民健康保険運営協議会については、新市において新たに設置するものとする。 ③国民健康保険給付事業 ア 人間ドック助成については、合併時まで医療機関と調整のうえ統一するものとする。 イ 出産育児一時金については現行のとおりとし、葬祭費については1件30,000円とする。 ウ 出産費資金貸付事業については、新市において実施するものとする。 エ 健康優良家庭表彰事業については、合併時まで調整するものとする。 オ 高額療養費委任払制度については、合併時に廃止する。